

地区長・自主防災会長 各位

菰崎市長 内 藤 久 夫
(公 印 省 略)

今後の自主防災組織再編の取り組みについて（依頼）

向寒の候、各位におかれましてはご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、防災行政及び減災力の強いまちづくりにご理解とご協力を賜り厚く申し上げます。

さて、令和3年度から取り組んで参りました「自主防災組織再編」につきまして、組織内（地区内）での協議・検討をいただきありがとうございました。7月の自主防災組織連絡協議会でご案内いたしましたヒアリングについて、概ね完了したところであります。

今後は、各組織における規約の改定（未組織地区においては新規作成）に向けた手続き、地域減災リーダーの育成について、取り組んでいただきたく存じます。

つきましては、下記のとおりに対応いただきますようご依頼申し上げます。

なお、既に新規規約を提出済み又は再編不可等の組織におかれましては、人材育成の継続した取り組みにご協力をお願いいたします。

記

1. 規約の改定又は新規組織設立

自主防災組織規約（未組織地区は地区等規約）に基づき、総会等に規約（案）を諮り、承認後の規約を来年3月末までに提出。

※ 総会等が4月以降の場合は、総会に諮る（案）が出来たところで提出

2. 人材育成

地区、自治会において継続して、地域減災リーダー研修の参加者を募り人材育成に努めてください。

※ 今年度の集中研修の日程は、別途地区回覧の依頼を確認してください。

問い合わせ・提出先
菰崎市総務課危機管理担当
電話：0551-45-9368（直通）
Mail：soumu@city.nirasaki.lg.jp

韮崎市自主防災組織再編に関する新規約の例

韮崎市■■■区自主防災会設置規約(案)

(目的)

第1条 住民の隣保協同の精神に基づく自主的な自助活動・共助活動を行うことにより、起こりうる災害や事故(以下「想定事態」という。)による、被害の防止及び軽減を図ること(以下、「減災」という。)を目的に、■■■区自主防災会(以下「本会」という。)を設置する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、■■■公民館に置く。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 区民の、家庭や地区の減災に関する知識の習得。
- (2) 各家庭における減災力向上への自主的な取り組み。
- (3) 地区における減災力向上への自主的な取り組み。
 - ① 起こりうる想定事態の予防に関する整備の実施。
 - ② 起こりうる想定事態の予防に関する訓練の計画と実施。
 - ③ 災害の発生直後からの対応に関すること。
 - ④ 公的機関の防災政策に準じた取り組み。
 - ⑤ その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第4条 本会は、地区内の全世帯をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置き、会長、副会長で1名数以上を韮崎市が公式認定した地域減災リーダーで占める。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人以上
- (3) 防災班

- ①本部班
- ②施設管理班
- ③被災者管理班
- ④情報班
- ⑤救護衛生班
- ⑥保安警備班
- ⑦食料物資班

- (4) 監査役 2人

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は原則5年とする。但し、再任することができる。

(役員の任務)

第6条 会長は、本会を代表して会務を総括し、平時の整備や訓練を計画して実施するとともに、発災直前、発災時における応急活動の指揮命令を担う。

条件1：役員には、市公式認定の地域減災リーダーを1名以上置く。

条件2：災害時における機能班を明記する。

○本部班は本会役員が務める。

○班構成

「避難生活」では左記の7機能班が必須となる。そこで平時に機能班別の訓練を行い、いざという時には避難者の共同で班構成を行う。

○班長の設置は任意。人的余裕がある地区は設置する。

条件3：組織の専門性と持続性を考え、原則5年とする。しかし困難な場合は地区判断で5年未満でもかまわない。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を担う。
- 3 会長は、本部に防災班として次の機能班を設置し、消防団員の協力を得て、平時の整備や訓練を行う。また、発災直前・発災後における避難行動、指定避難所の開設及び運営にあたる。
- 4 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第7条 本会は、総会及び役員会を開催する。

(総会)

第8条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし特に必要のあるときは、臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 事業計画に関する事。
 - (3) 予算及び決算に関する事。
 - (4) その他、総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第9条 役員会は、会長・副会長によって構成する。

- 2 役員会は、次の事項を審議し実施する。
 - (1) 総会に提出すべき案件。
 - (2) 総会より委任された事項。
 - (3) その他、役員会が特に必要と認めたこと。

(会費)

第10条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(役員手当)

第11条 役員の年間手当は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第12条 本会の運営に関する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時に行うことができる。

- 2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から実施する。